

総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事】

改正内容

・ 予定価格（税抜き）1億円以上2億円未満の以下対象工事において、総合評価落札方式（特別簡易型）を適用可能とした。

（対象工事）

◆ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業」に関する工事

・・・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に引き続き実施。

◆ 通常事業に関する工事（令和3年度試行）

※ 水門工事（鋼構造物工事）、橋梁上部工事またはその他必要と認める工事を除く。

・ 押印を求める手続きの見直し等に伴い様式を修正した。

○適用

令和3年4月1日以降の公告分から適用